

深谷市生活排水処理基本計画

令和8年1月

深 谷 市

目次

1 総論	1
1.1 計画策定の目的	1
2 基本事項	2
2.1 埼玉県と市町村の役割分担	2
2.2 目標年度及び中間目標年度	3
2.3 見直し対象区域	4
3 基礎調査	6
3.1 市の概況	6
3.1.1 人口と世帯数の推移	6
3.1.2 土地利用	7
3.2 水環境	12
3.3 深谷市生活排水処理基本計画（令和2年3月）の把握	15
3.4 各種生活排水処理施設の把握	16
3.4.1 公共下水道事業	16
3.4.2 農業集落排水事業	18
3.4.3 合併処理浄化槽	19
3.5 生活排水処理の現状	20
4 整備の基本方針	24
4.1 整備の基本方針	24
5 生活排水処理計画	25
5.1 生活排水処理の目標	25
5.1.1 生活排水処理率の数値目標	25
5.1.2 し尿・浄化槽汚泥収集量見込み	26
5.2 施策	27
5.3 その他の取組	30
5.3.1 水質汚濁への対策	30
5.3.2 収集・運搬の方法	30
5.3.3 中間処理計画	31
5.3.4 最終処分計画	31
資料編	2
資料1 将来人口	1
資料2 将来予測	2

1 総論

1.1 計画策定の目的

深谷市生活排水処理基本計画（以下、「本計画」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）」（昭和45年12月25日法律第137号）第6条の規定に基づき、一般廃棄物処理計画の一環として市域の生活排水（し尿及び浄化槽汚泥）を適正に処理するための基本的事項を定めるものである。

我が国は、平成18年をピークに人口減少傾向に転じ、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計によると、50年後にはピーク時の約7割にまで人口が減少することが予測されており、公共下水道や農業集落排水処理施設等の汚水処理施設に対しても対策が必要となっている。

そのような状況の中、国民全てが生活の豊かさを実感できる社会の実現に向けて快適な生活環境づくりや良質な水環境づくりが望まれており、汚水処理施設の未普及世帯の解消が急務となっている。

埼玉県は、県土面積の約5%を占める水辺空間を県民のゆとりと安らぎを創出する貴重な空間と位置づけ、水辺の豊かな環境を再生し、県民誰もが川に愛着を持ち、ふるさとを実感できる「川の国埼玉」を名実ともに実現するため、様々な施策を実施し、河川の汚濁の主な原因といわれている生活排水を処理することが極めて重要と位置付けている。

そこで、埼玉県は市町村と連携し、広域的な視点からの調整・検討を行い、早期に県内全域に生活排水処理施設を整備することを目的に、令和3年3月に策定した「埼玉県生活排水処理施設整備構想」（令和5年3月に一部改定）を見直すこととなった。

なお、埼玉県生活排水処理施設整備構想は、県内市町村の生活排水処理基本計画を裏付けとして策定することとされている。

また、深谷市（以下「本市」という。）では、令和2年3月に「深谷市生活排水処理基本計画」を策定しており、令和7年度で計画期間の満了を迎える。

以上の背景を踏まえて、本計画を策定することとする。

2 基本事項

2.1 埼玉県と市町村の役割分担

本計画の見直しは、埼玉県が策定する「埼玉県生活排水処理施設整備構想見直しに係る市町村生活排水処理基本計画見直し等マニュアル」（以下「県マニュアル」という。）に準拠し、埼玉県との協議・調整を十分に図りながら作業を進め、パブリックコメント等による住民意見の把握・反映を行ったうえで最終的なとりまとめを行うものである。

以下に、埼玉県と本市の役割分担を示す。

【埼玉県の役割】

- ・ 現状課題の分析
- ・ 見直し方針の設定
- ・ 県マニュアルの作成
- ・ 市町村との協議・調整
- ・ 埼玉県生活排水処理施設整備構想の策定
- ・ 埼玉県生活排水処理施設整備構想の公表（ホームページ等活用）

【深谷市の役割】

- ・ 現計画の見直し作業
- ・ 県との協議・調整
- ・ 県への基本的データ
- ・ 住民意見の把握・反映（パブリックコメント等）
- ・ 新たな計画の策定・公表

2.2 目標年度及び中間目標年度

県マニュアルに示されているとおり、今回の計画における目標年度、現況基準年度は、現況基準年度を令和6年度末、中間目標年度を令和13年度末及び令和18年度末、目標年度を令和23年度末とする。

なお、基準日は令和7年3月31日とする。

本計画の目標年度

項目	本計画
基準年度	令和6年度末
中間目標年度	令和13年度末・令和18年度末
目標年度	令和23年度末

2.3 見直し対象区域

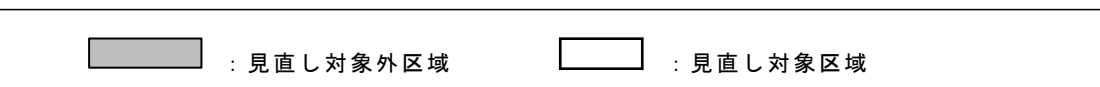
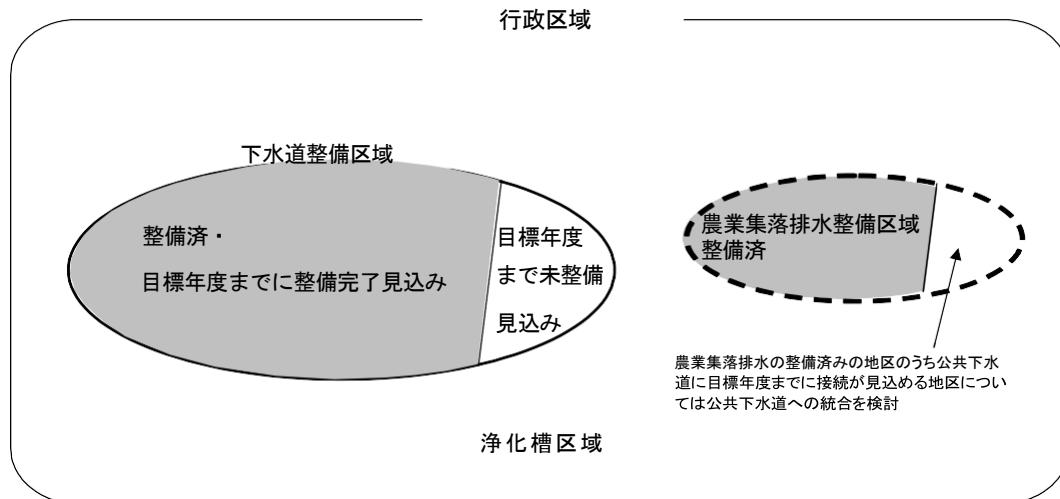
見直しの対象区域は次のとおりとし、概要図を以下に示す。

【見直し対象区域】

基準日において、次の条件に該当する区域。

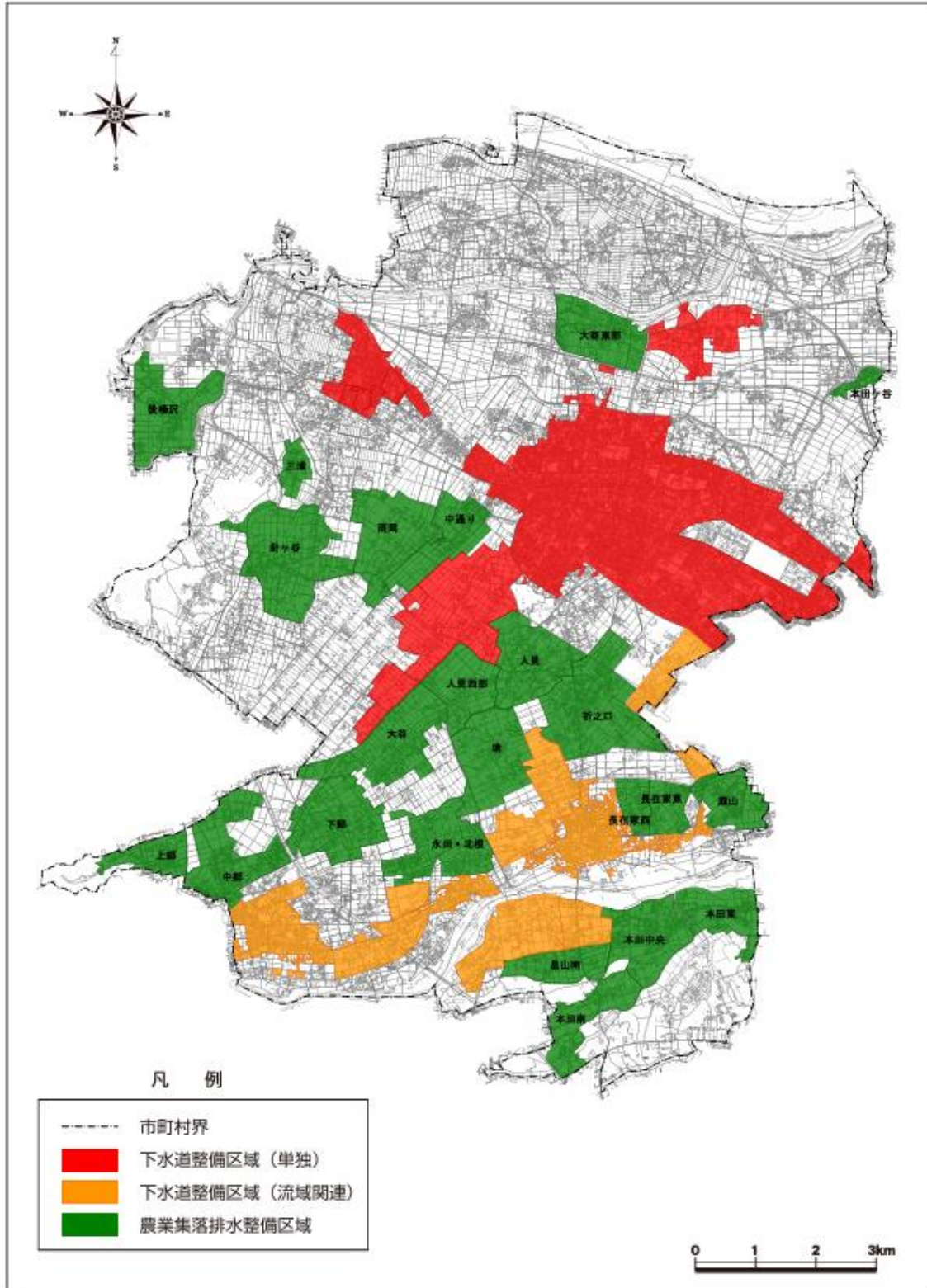
- ・下水道整備区域（単独）、下水道整備区域（流域関連）、農業集落排水整備区域（以下、「事業実施区域」という。）以外の全ての区域。
- ・農業集落排水整備区域のうち、公共下水道に目標年度までに接続が見込める地区については、下水道整備区域への統合を検討する。

見直し対象区域概要図



なお、基準日時点の事業実施区域図については、次ページのとおり。

基準日時点における事業実施区域図



3 基礎調査

3.1 市の概況

3.1.1 人口と世帯数の推移

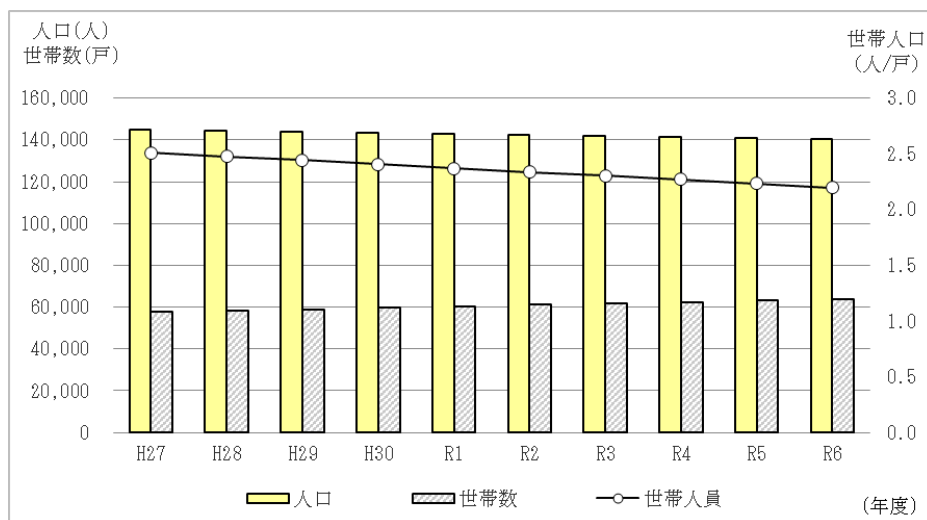
基準日時点において、本市の人口は140,418人、世帯数は63,965戸、一世帯当たりの人員は2.20人である。平成27年度から令和6年度までの人口、世帯数の推移を以下に示す。

行政人口は若干減少し、世帯数はやや増加している。1世帯あたり人員は、平成27年には2.51人であったが、令和6年には2.20人に減少しており世帯の小規模化が進んでいることがうかがえる。

行政人口・世帯数の推移

深谷市						
年度	人口(人)	人口(人)			世帯数(世帯)	世帯人口(人/世帯)
		増減	男	女		
H27	144,855	-	72,278	72,577	57,785	2.51
H28	144,425	▲ 430	72,085	72,340	58,299	2.48
H29	144,071	▲ 354	72,006	72,065	59,001	2.44
H30	143,512	▲ 559	71,790	71,722	59,633	2.41
R1	143,097	▲ 415	71,591	71,506	60,407	2.37
R2	142,556	▲ 541	71,277	71,279	61,048	2.34
R3	142,003	▲ 553	70,962	71,041	61,628	2.30
R4	141,343	▲ 660	70,549	70,794	62,188	2.27
R5	141,101	▲ 242	70,503	70,598	63,190	2.23
R6	140,418	▲ 683	70,233	70,185	63,965	2.20
10年間	-	▲ 4,437	▲ 2,045	▲ 2,392	6,180	▲0.31

※住民基本台帳



3.1.2 土地利用

1) 位置及び地勢

埼玉県北西部に位置し東京都心から70キロメートル圏にあり、東は熊谷市に、南は嵐山町、寄居町に、西は美里町、本庄市に、北は群馬県の伊勢崎市、太田市に接している。

また、北部は利根川水系の低地で、南部は秩父山地から流れ出た荒川が扇状台地を形成する平坦な地形となっている。

交通の面では、関越自動車道、国道17号線・同深谷バイパス・上武国道、国道140号線・同バイパス、国道254号線などがあり、広域間の基幹的役割を果たす道路として機能してる。また、地域の玄関口として関越自動車道花園インターチェンジが設置されているほか、嵐山小川、本庄児玉のインターチェンジに近接している。また、鉄道は、JR高崎線、秩父鉄道の2路線において駅を有するとともに、上越新幹線およびJR八高線が通過し、上越新幹線本庄早稲田駅にも近接していることから、東京都心方面、上信越方面、秩父方面への交通の要衝となっている。

本市の位置



出典：深谷市ホームページ

2) 地目別面積

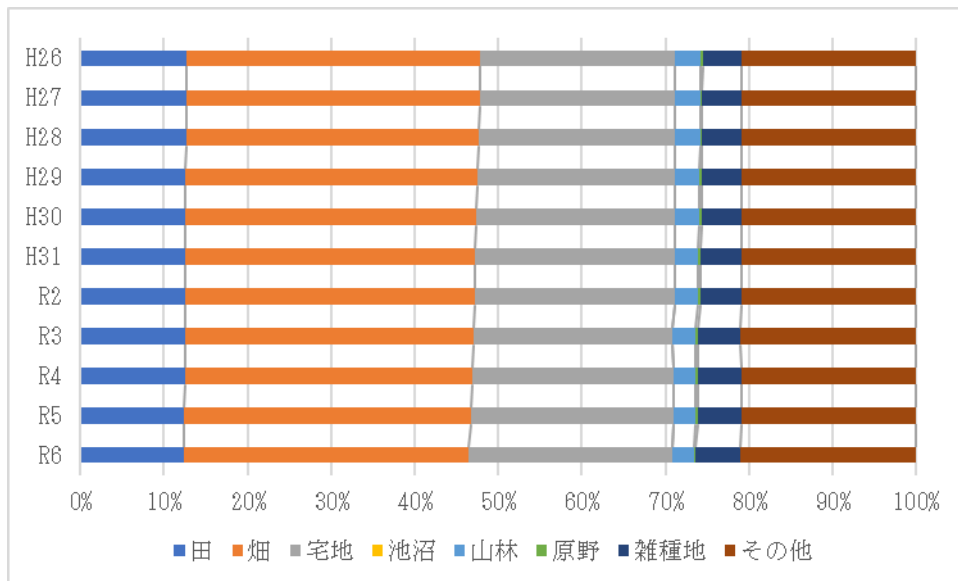
本市の地目別面積は、以下に示すように推移している。近年では、宅地、雑種地が増加している傾向にある。

地目別面積の推移

(単位：ha)

	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他	総面積
H26	1,754	4,875	3,212	4	428	38	642	2,890	13,841
H27	1,751	4,857	3,231	4	420	38	653	2,885	13,837
H28	1,748	4,842	3,247	4	417	38	656	2,885	13,837
H29	1,746	4,829	3,264	4	411	38	662	2,883	13,837
H30	1,744	4,815	3,279	4	404	38	674	2,880	13,837
H31	1,739	4,800	3,296	4	390	38	685	2,885	13,837
R2	1,737	4,790	3,308	4	388	38	688	2,885	13,837
R3	1,735	4,770	3,302	4	374	38	705	2,911	13,837
R4	1,732	4,762	3,332	4	356	38	721	2,892	13,836
R5	1,723	4,749	3,346	4	356	37	724	2,897	13,836
R6	1,712	4,725	3,360	4	352	37	731	2,916	13,837

出典：深谷市ホームページ地目別面積に関する統計（地目別面積）



3) 都市計画区域

基準日時点の深谷市における都市計画区域の状況は、以下に示すとおりであり、行政区域面積13,837 haのうち、12,493.6 haが都市計画区域、1,343.4 ha が都市計画区域外となっている。

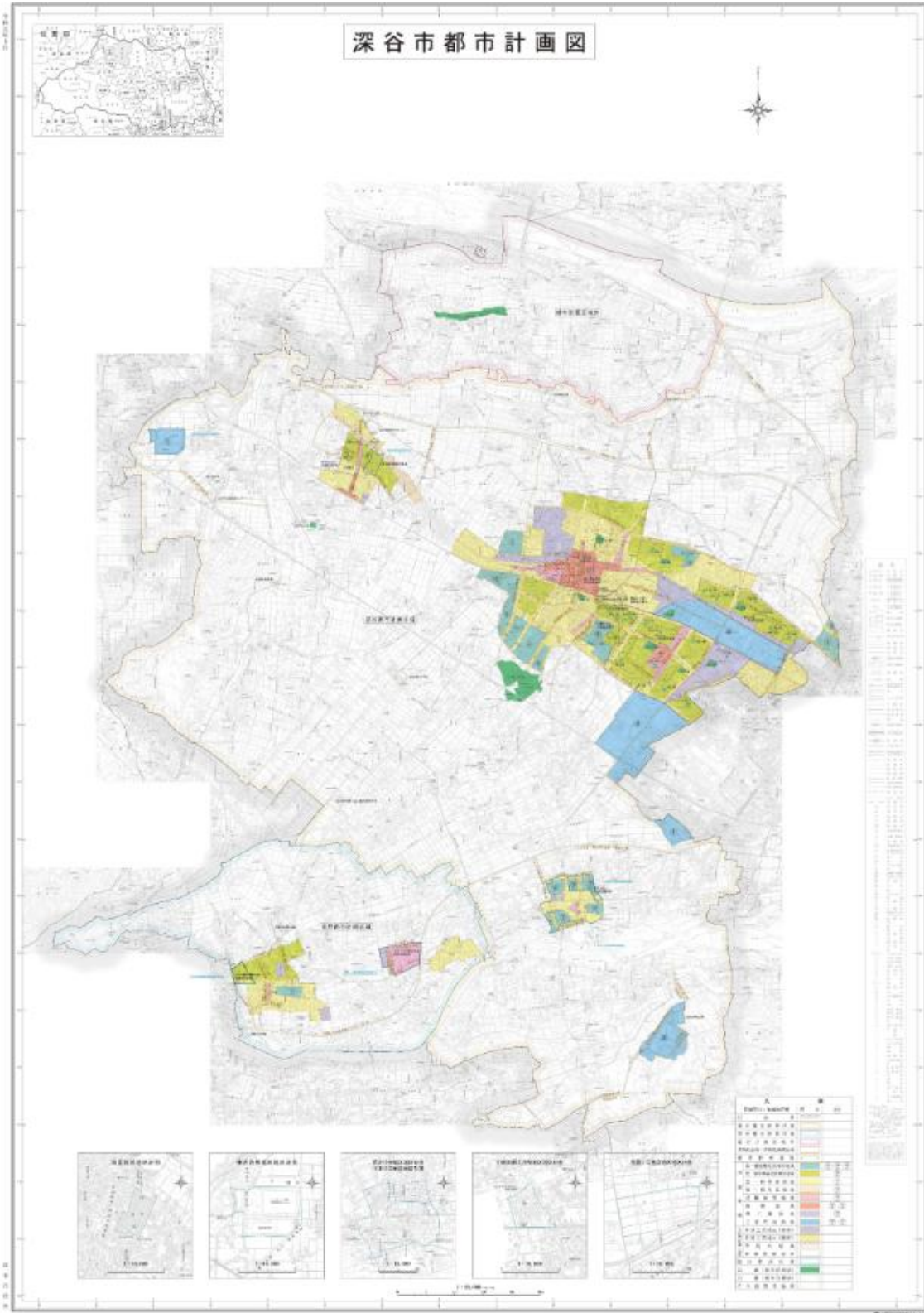
都市計画の概要

(単位：ha)

区 分		面 積	
行政区域面積		13,837.0	
都市計画区域面積		12,493.6	
	線引き	市街化区域面積	1,749.1
	都市計画区域	市街化調整区域面積	9,162.5
	非線引き	用途地域指定有面積	182.7
	都市計画区域	用途地域指定無面積	1,399.3
都市計画区域外		1,343.4	
用途地域	第一種低層住居専用地域		165.7
	第一種中高層住居専用地域		412.9
	第一種住居地域		695.3
	第二種住居地域		25.1
	近隣商業地域		72.2
	商業地域		62.2
	準工業地域		176.1
	工業専用地域		321.3
特別工業地区	規制		48.8
	緩和		110.1
準防火地域		126.8	

市都市計画課調

都市計画図（令和元年9月作成）



4) 気象条件

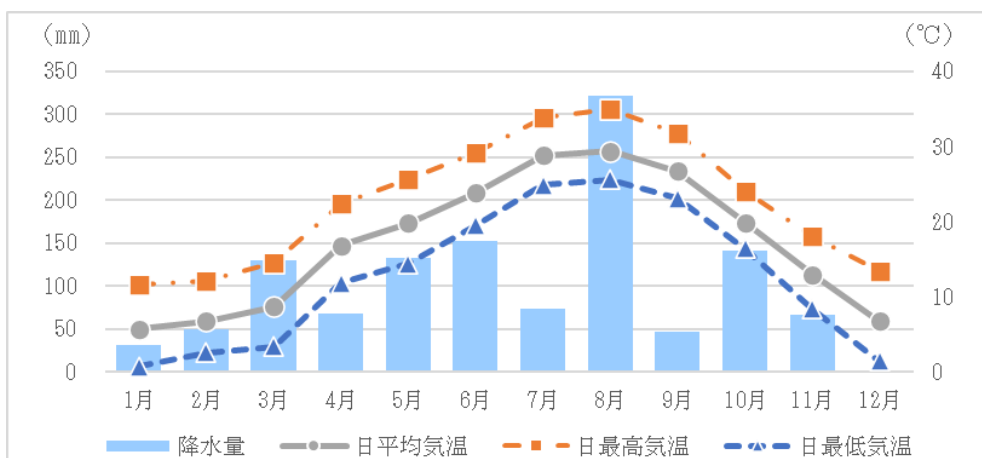
本市の降水量は、6月から10月にかけての夏から秋に多く、冬は少なくなっている。また、冬には北西からの季節風が強く、乾燥するという太平洋側の気候の特色とともに、沿岸から離れているという地理的条件により、内陸性気候の性格も併せもっている。このため、夏と冬の平均気温の差が比較的大きく、さらに日中は暑く、夜間は涼しいという一日の中での温度差が大きい特徴がある。この温度差により雷が多く発生し、雷雨が夏の降水量を多くする一因となっている。

過去5年間の降水量及び平均気温

	年降水量	平均気温		
		日平均	日最高	日最低
	mm	℃	℃	℃
R2	1,364.0	16.2	21.4	11.8
R3	1,177.0	16.0	21.4	11.5
R4	1,251.0	16.0	21.4	11.5
R5	1,028.5	17.2	23.0	12.4
R6	1,213.5	17.2	22.6	12.7
1月	32.0	5.7	11.6	0.7
2月	50.0	6.8	12.1	2.6
3月	130.5	8.7	14.5	3.4
4月	67.5	16.8	22.4	11.8
5月	132.5	19.8	25.7	14.4
6月	152.5	23.8	29.1	19.5
7月	74.0	28.8	33.9	24.9
8月	321.0	29.4	35.0	25.6
9月	46.5	26.7	31.7	23.1
10月	141.0	19.9	24.0	16.4
11月	66.0	13.0	18.1	8.4
12月	0.0	6.8	13.4	1.5

出典：気象庁（熊谷観測所）

降水量及び平均気温（令和6年）



3.2 水環境

3.2.1 水質環境基準の指定状況と水質汚濁の状況

市内を流れる河川には、環境基本法に基づき生活環境を保全するうえで望ましい水質の環境基準として類型の指定がされている利根川、小山川、福川、唐沢川及び荒川がある。これら5河川は、A類型あるいはB類型に指定されている。

市内を流れる河川の水質環境基準の指定状況については、以下のとおりである。

水質環境基準の指定状況

河川名	水域名	範囲	該当類型 (達成期間)	環境基準点	指定(見直し)年月日
利根川	利根川中流	坂東大橋から 江戸川分岐点まで	A (イ)	利根大堰	昭和46年5月25日
小山川	小山川上流	元小山川合流点より上流	A (イ)	一の橋	昭和46年5月25日
	小山川下流	元小山川合流点から利根川合流点まで	B (ロ)	新明橋	昭和46年5月25日
福川	福川	全 域	B (ロ)	昭和橋	昭和46年5月25日
唐沢川	唐沢川	全 域	B (ハ)	森下橋	平成18年3月24日
荒川	荒川上流 (2)	中津川合流点から 熊谷まで	A (イ)	正喜橋	昭和47年4月6日
	荒川中流	熊谷から 秋ヶ瀬取水堰まで	A (イ)	久下橋	昭和45年9月1日 B (イ) 指定 平成21年3月31日見直し

参考

生活環境保全に係る環境基準 (河川)

類型	水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的酸 素要求量 (BOD) 濃度	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数※	大腸菌数※
AA	6.5以上8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL以下	20 CFU/100mL以下
A	6.5以上8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下	300 CFU/100mL以下
B	6.5以上8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/100mL以下	1,000 CFU/100mL以下
C	6.5以上8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—	—
D	6.0以上8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—	—
E	6.0以上8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	—	—

※ 令和7年4月1日より水質汚濁防止法施行規則の一部改正により、大腸菌群数が「大腸菌数」に変更。

達成時の分類

達成期間	達成時期
イ	直ちに達成
ロ	5年以内で可及的速やかに達成
ハ	5年を超える期間で可及的速やかに達成

埼玉県内水域の類型指定状況

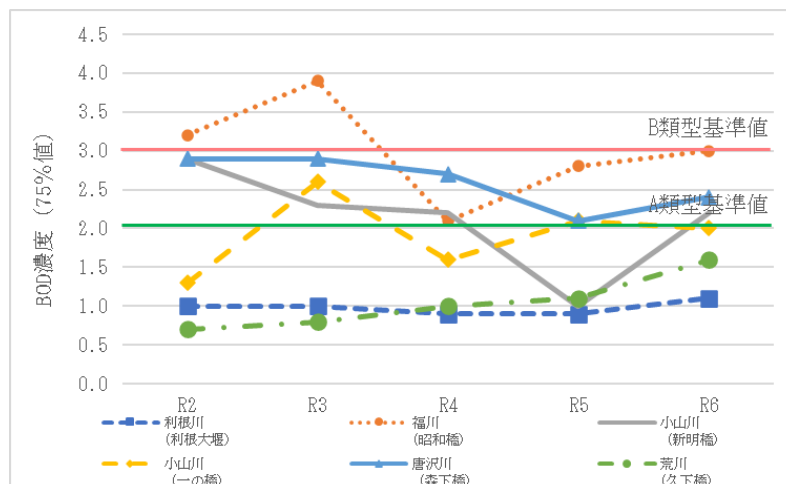


出典：埼玉県ホームページ「環境基準（水質）と類型指定」

各河川には、環境基準の達成状況を判断するための環境基準点がそれぞれ設定されている。生活排水等の汚濁を示す代表的指標であるBOD濃度75%値の経年変化を図3-2-2に、各地点における生活環境項目の測定結果を表3-2-2に示す。

測定結果を見ると、A類型で指定されている利根川（利根大堰）、小山川（一の橋）、荒川（久下橋）では、小山川（一の橋）で、一部環境基準を超過している。B類型で指定されている河川においては、BOD濃度は改善傾向であったが、令和2年度、令和3年度は、小山川（新明橋）で環境基準を満足している一方、福川（昭和橋）及び小山川（一の橋）では環境基準を超過している。B類型の河川は、降水期・乾期の水量の差が比較的大きいことなどがBOD濃度に影響すると考えられる。

環境基準点におけるBOD濃度（75%値）経年変化



出典：埼玉県ホームページ「地下水の水質測定結果について」

環境基準点における水質測定結果

地点名	類型	年度	年度平均値 (BOD濃度のみ75%値)						BOD濃度 適否
			pH	BOD濃度	SS	DO	大腸菌群数*	大腸菌数*	
				(mg/L)	(mg/L)	(mg/L)	(MPN/100mL)	(CFU/100mL)	
利根川 (利根大堰)	A (イ)	R2	7.6	1.0	12.0	9.5	6700	-	○
		R3	7.6	1.0	9.0	9.4	3400	-	○
		R4	7.6	0.9	9.0	9.5	-	57	○
		R5	7.6	0.9	9.0	9.2	-	88	○
		R6	7.6	1.1	8.0	9.6	-	140	○
福川 (昭和橋)	B (ロ)	R2	7.3	3.2	8.0	6.4	290000	-	×
		R3	7.3	3.9	7.0	5.5	1000000	-	×
		R4	7.3	2.1	5.0	6.5	-	2000	○
		R5	7.4	2.8	7.0	7.3	-	6700	○
		R6	7.5	3.0	9.0	7.5	-	5100	○
小山川 (新明橋)	B (ロ)	R2	7.9	2.9	18.0	9.9	100000	-	○
		R3	8.0	2.3	12.0	10.0	67000	-	○
		R4	7.9	2.2	12.0	10.0	-	380	○
		R5	8.2	1.0	15.0	11.0	-	240	○
		R6	8.0	2.2	14.0	10.0	-	440	○
小山川 (一の橋)	A (イ)	R2	8.1	1.3	13.0	10.0	51000	-	○
		R3	8.1	2.6	15.0	11.0	120000	-	×
		R4	8.0	1.6	7.0	10.0	-	560	○
		R5	8.1	2.1	6.0	11.0	-	290	×
		R6	8.1	2.0	10.0	10.0	-	580	○
唐沢川 (森下橋)	B (ロ)	R2	8.0	2.9	18.0	9.9	480000	-	○
		R3	8.1	2.9	14.0	10.0	430000	-	○
		R4	8.0	2.7	12.0	10.0	-	560	○
		R5	8.1	2.1	6.0	11.0	-	290	○
		R6	8.2	2.4	18.0	11.0	-	430	○
荒川 (久下橋)	A (ロ)	R2	8.0	0.7	3.0	10.0	7900	-	○
		R3	8.1	0.8	2.0	11.0	3100	-	○
		R4	8.0	1.0	5.0	12.0	-	41	○
		R5	8.1	1.1	6.0	11.0	-	69	○
		R6	8.0	1.6	4.0	10.0	-	130	○

※ 令和7年4月1日より水質汚濁防止法施行規則の一部改正により、大腸菌群数が「大腸菌数」に変更。改正後は、大腸菌群数の中の大腸菌数だけを分析することとなった。

ただし、埼玉県では上記改正に先立ち、令和4年度実施分より大腸菌数で集計を開始している。

出典：埼玉県公共水域及び地下水の水質測定結果（各年度）

3.3 深谷市生活排水処理基本計画（令和2年3月）の把握

令和2年3月に策定した深谷市生活排水処理基本計画（以下「前計画」という。）の概要及び生活排水処理形態別の行政人口に対する割合は、以下のとおりである。

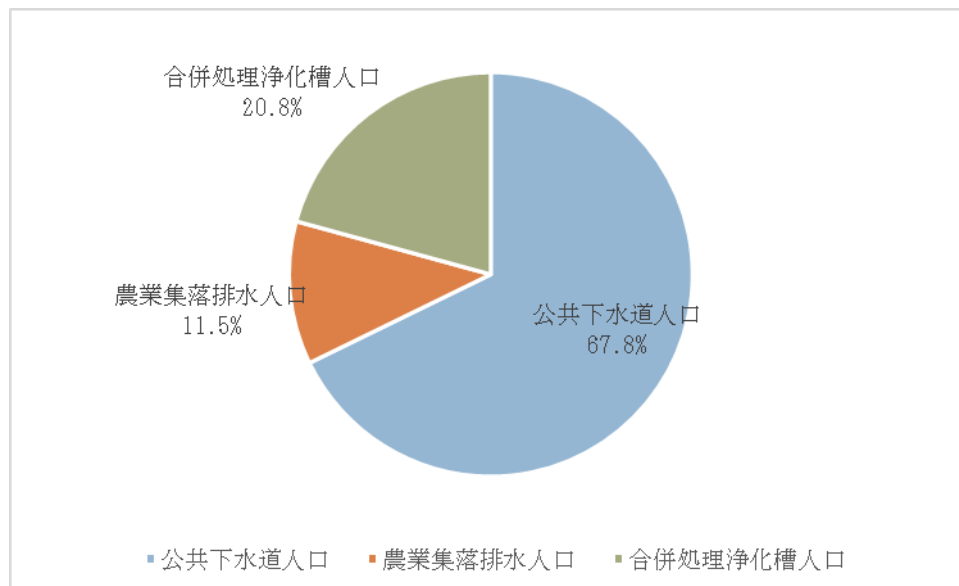
前計画は、令和7年度を目標年度とし、生活排水処理率100%としている。

前計画の概要（令和7年度目標値）

	人口（人）	割合（%）	備考
1. 行政人口	141,661	-	
2. 水洗化・生活排水処理人口	141,661	100.0	
(1) 公共下水道人口	96,021	67.8	
(2) 農業集落排水人口	16,231	11.5	
(3) 合併処理浄化槽人口	29,409	20.8	
3. 生活排水未処理人口	0	0.0	
(4) 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	0	0.0	
(4) 非水洗化	0	0.0	
生活排水処理率		100.0%	(水洗化・生活雑排水処理人口)/(行政人口)

出典：深谷市生活排水処理基本計画（令和2年3月）

前計画における生活排水処理形態別の予測人口に対する割合 （令和7年度目標値）



3.4 各種生活排水処理施設の把握

3.4.1 公共下水道事業

深谷市の公共下水道事業は、単独公共下水道2処理区及び流域関連公共下水道1処理区が整備されている。以下に、基準日現在における事業概要を示す。

1) 単独公共下水道

基準日現在の事業概要について、全体計画面積は1,877haで、1,792haが公共下水道事業計画区域となっている。

単独公共下水道の事業概要

項目		全体計画	事業計画
目標年度		令和8年度	令和8年度
計画面積 (ha)		1,877	1,792
下水道計画人口(人)		81,800	79,920
生活系汚水量原単位 (L/人・日) (営業・工場含まず)	日平均	370	370
	日最大	470	470
	時間最大	675	675
計画汚水量 (m ³ /日) (営業・工場含む)	家庭	37,990	37,200
	工場	2,840	2,840
	その他	550	550

出典：令和6年度下水道事業年報

2) 流域関連公共下水道（荒川上流処理区）

基準日現在の事業概要について、全体計画面積は川本処理分区で512ha、花園処理分区で784ha、公共下水道事業計画区域は川本処理分区で360ha、花園処理分区で422haとなっている。

流域関連公共下水道（川本処理分区）の事業概要

項目		全体計画	事業計画
目標年度		令和31年度	令和13年度
計画面積 (ha)		512	360
下水道計画人口(人)		8,910	8,190
生活系汚水量原単位 (L/人・日) (営業・工場含まず)	日平均	335	335
	日最大	420	420
	時間最大	605	605
計画汚水量 (m ³ /日) (営業・工場含む)	家庭	3,740	3,450
	工場	-	-
	その他	-	-

出典：令和6年度下水道事業年報

流域関連公共下水道（花園処理分区）の事業概要

項目		全体計画	事業計画
目標年度		令和31年度	令和13年度
計画面積 (ha)		784	422
下水道計画人口(人)		10,690	9,350
生活系汚水量原単位 (L/人・日) (営業・工場含まず)	日平均	335	335
	日最大	420	420
	時間最大	605	605
計画汚水量 (m ³ /日) (営業・工場含む)	家庭	4,490	3,920
	工場	-	-
	その他	450	450

出典：令和6年度下水道事業年報

3) 熊谷市流出（荒川左岸北部流域下水道へ接続）

上野台、折之口及び長在家地内の各一部の工業団地部分は、「下水道事業の管理者の権限を行う市長が公告する区域に設置する熊谷公共下水道に係る下水道事業」として熊谷公共下水道へ流出している。

4) 令和2年度以降の公共下水道による整備状況

深谷市下水道事業の公共下水道事業における前計画以降（令和2年度以降）の整備状況は、以下のとおりである。

公共下水道事業整備状況

(単位：ha)

	R2	R3	R4	R5	R6	合計	備考
深谷	5.3	7.1	3.0	103.9	39.2	158.5	
岡部	7.2	8.6	4.8	6.0	7.3	33.9	
荒川上流流域関連 (川本処理分区)	39.8	0.0	0.0	43.0	8.0	90.8	
荒川上流流域関連 (花園処理分区)	28.8	0.0	7.5	9.5	14.2	60.0	
合計	81.1	15.7	15.3	162.4	68.7	343.2	

出典：令和6年度下水道事業年報

3.4.2 農業集落排水事業

農業集落排水事業の基準日時点の現況については、以下のとおりである。

農業集落排水の現況

番号	処理区名	供用開始年月	基準日までの経過年数	事業実施区域内人口(人)	備考
1	大谷	H元. 10	35	1,040	
2	人見西部	H6. 6	30	638	
3	境	H7. 6	29	702	
4	本田ヶ谷	H9. 4	28	91	
5	中通り	H12. 8	24	1,007	
6	折之口	H19. 10	17	1,872	
7	人見	H21. 10	15	1,333	
8	大寄東部	H22. 10	14	749	
9	三浦	H17. 10	33	222	
10	後榛沢	H18. 10	19	883	
11	針ヶ谷	H4. 4	18	1,059	
12	南岡	H22. 10	14	696	
13	本田南	H7. 10	29	312	
14	長在家東	H9. 10	27	304	
15	畠山南	H12. 11	24	315	
16	本田中央	H14. 4	23	856	
17	長在家西	H16. 6	20	511	
18	本田東	H19. 10	17	509	
19	瀬山	H23. 10	13	638	
20	下郷	S63. 2	37	962	
21	永田・北根	H6. 11	30	907	
22	上郷	H10. 10	26	499	
23	中郷	H18. 10	18	2,021	
合計				18,126	

出典：農業集落排水処理施設利用状況（基準日時点）

3.4.3 合併処理浄化槽

深谷市の令和2年度から令和6年度までの合併処理浄化槽設置補助金の交付実績については、以下のとおりである。

合併処理浄化槽設置補助金交付実績

(単位：件)

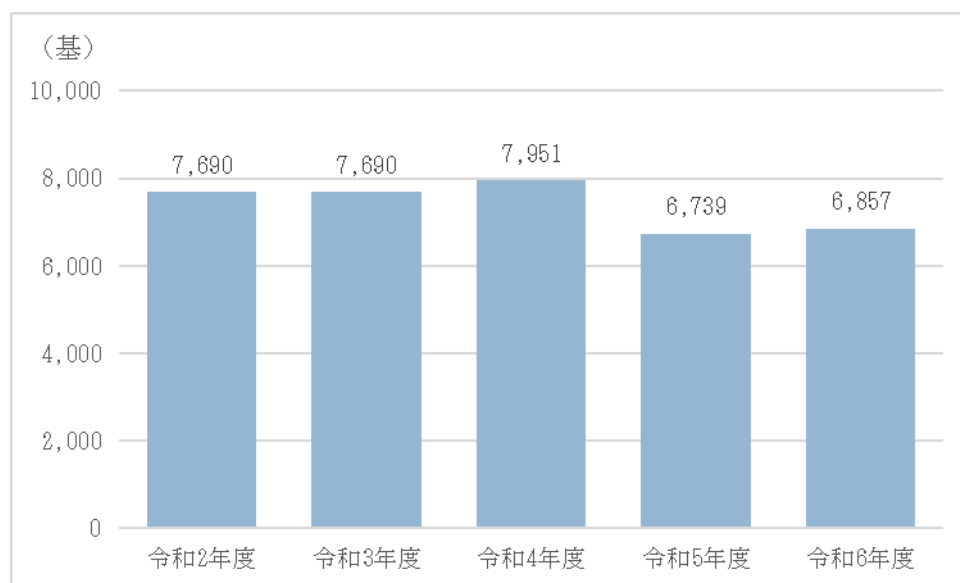
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
深谷	8	7	4	5	5
岡部	6	6	8	13	3
川本	0	0	0	0	0
花園	3	1	3	1	4
合計	17	14	15	19	12

出典：補助金実績による

本市内における合併処理浄化槽設置基数の推移を以下に示す。

なお、令和5年度以降は、処理人口を用いた算出から「浄化槽設置基数、指導件数に関する調査」（埼玉県）の結果を基に報告することとなったため、減少している。

合併処理浄化槽設置数の推移



出典：一般廃棄物処理実態調査資料より抜粋

3.5 生活排水処理の現状

3.5.1 生活排水処理形態別人口

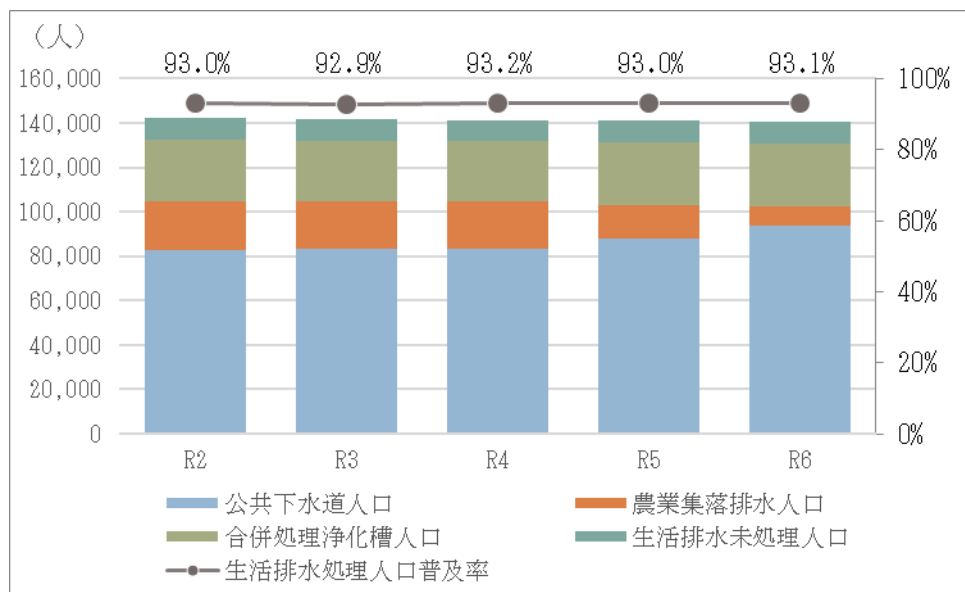
本市の生活排水処理形態別人口の推移については、以下のとおりである。

水洗化・生活雑排水処理人口が増加しており、令和6年度において生活排水処理人口普及率は93.1%となったが、前計画における目標（令和7年度において生活排水処理人口普及率を100%とする。）は達成することが困難となっている。

生活排水処理形態別人口の推移

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
1. 行政人口	人	142,556	142,003	141,343	141,101	140,418
2. 水洗化・生活排水処理人口	人	132,624	131,896	131,788	131,230	130,771
(1) 公共下水道人口	人	82,673	83,553	83,236	87,684	93,995
(2) 農業集落排水人口	人	22,358	21,477	21,335	15,516	8,182
(3) 合併処理浄化槽人口	人	27,593	26,866	27,217	28,030	28,594
3. 生活排水未処理人口	人	9,932	10,107	9,555	9,871	9,647
生活排水処理人口普及率	%	93.0%	92.9%	93.2%	93.0%	93.1%

出典：汚水処理人口普及状況調査（一部加工）



3.5.2 し尿・浄化槽汚泥収集量

本市のし尿・浄化槽汚泥収集量の推移については、以下のとおりである。

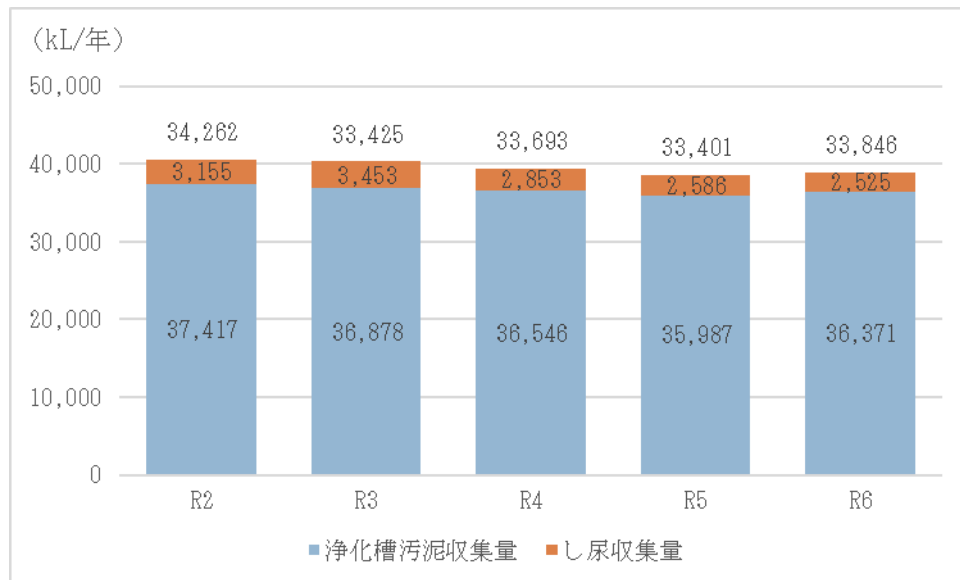
令和6年度において、し尿収集量は2,525kL、浄化槽汚泥収集量は33,846kLとなっている。

し尿・浄化槽汚泥収集量の推移

	単位	R2	R3	R4	R5	R6
収集量	kL/年	37,417	36,878	36,546	35,987	36,371
し尿収集量	kL/年	3,155	3,453	2,853	2,586	2,525
浄化槽汚泥収集量	kL/年	34,262	33,425	33,693	33,401	33,846
原単位	L/人・日	1.52	1.51	1.5	1.59	1.72
し尿収集量	L/人・日	1.57	1.72	1.57	1.59	1.56
浄化槽汚泥収集量	L/人・日	1.51	1.49	1.49	1.58	1.73

※浄化槽汚泥収集量には、合併処理浄化槽汚泥、単独処理浄化槽汚泥、農業集落排水汚泥を含む。

出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）



3.5.3 生活排水処理事業に要する経費

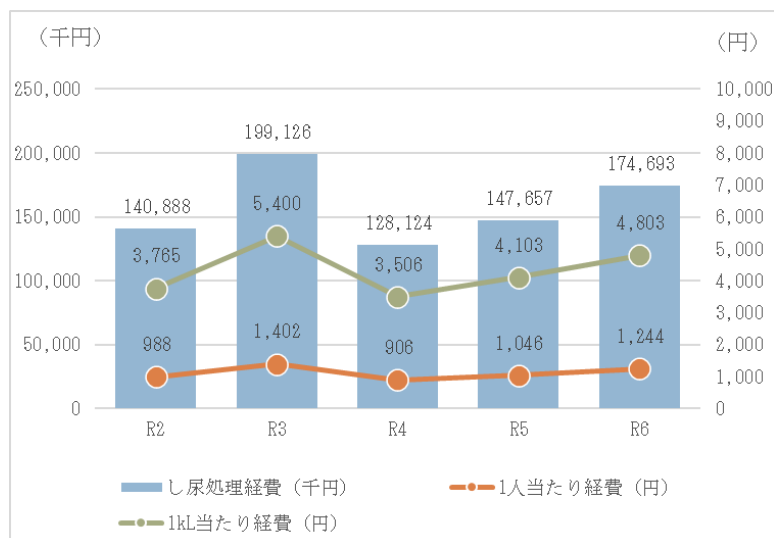
令和6年度の生活排水処理事業経費（合計）は174,693千円、1人当たりの経費は1,244円、し尿・汚泥1kL当たりの経費は4,803円となっている。

生活排水処理事業経費（合計）、1人当たりの経費、し尿・汚泥1kL当たりの処理経費は、令和4年度以降は増加している。

生活排水処理事業に要する経費

		単位	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
建設・改良費		千円	0	0	0	0	0
処理及び維持管理費		千円	140,888	199,126	128,124	147,657	174,693
人件費		千円	7,944	75,130	7,686	8,163	6,435
処理費	収集運搬費	千円	0	0	0	0	0
	中間処理費	千円	54,050	44,717	40,614	48,995	63,867
	最終処分費	千円	0	0	0	0	0
車両等購入費		千円	0	0	0	0	0
委託費	収集運搬費	千円	0	0	0	0	0
	中間処理費	千円	44,684	45,069	45,614	49,485	63,867
	最終処分費	千円	0	0	0	0	0
	その他	千円	34,210	34,210	34,210	41,014	40,524
その他		千円	0	0	0	0	0
合計		千円	140,888	199,126	128,124	147,657	174,693
人口		人	142,556	142,003	141,343	141,101	140,418
1人当たり経費		円/人	988	1,402	906	1,046	1,244
し尿・浄化槽汚泥収集量		kL/年	37,417	36,878	36,546	35,987	36,371
し尿・汚泥1kL当たり経費		円/kL	3,765	5,400	3,506	4,103	4,803

出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）



3.5.4 生活排水処理に係る課題

1) 生活排水処理率の向上

本市の生活排水処理率は増加しているものの、令和6年度実績では6.9%は生活雑排水が未処理のまま放流されており、前計画における目標の生活排水処理率を100%とする目標を達成できていない状況にある。下水道整備区域においては、下水道への接続を推進し、下水道計画区域外の区域では合併処理浄化槽への転換を推進する必要がある。

- 下水道整備区域における下水道接続率の向上
- 下水道計画区域で未整備の区域における下水道整備の促進
- 下水道計画区域外における合併処理浄化槽への転換の推進
- 農業集落排水処理施設の老朽化対策

2) 合併処理浄化槽への転換

令和6年度における本市の生活排水未処理人口は、9,647人となっている。

そのため、単独処理浄化槽設置世帯及びし尿汲み取り世帯は、できるだけ早急に公共下水道及び農業集落排水施設等の集合処理施設へ接続、または合併処理浄化槽に転換していく必要がある。

3) 法定点検実施率の向上

令和6年度における本市の浄化槽数（単独浄化槽及び合併浄化槽）のうち、11条検査実施を受けている浄化槽数の割合は、41.6%となっており、埼玉県内全体の受検率（24.8%）より高いものの、半数以上は未受検となっている。

浄化槽の保守点検や清掃が適切に行われ、浄化槽の機能が正常に維持されているかを毎年1回定期的に確認する法定点検の実施率の向上に向けた普及啓発活動に取り組む必要がある。

4. 整備の基本方針

4.1 整備の基本方針

埼玉県が目標として市町村に示している「令和8年度（10年）概成」を鑑みた深谷市及び深谷市下水道事業の財政状況をふまえ、目標年度までの基本方針を以下のとおりとした。

【基本方針】

- 公共下水道については、令和6年度末現在、市街化区域（非線引き区域においては用途地域）のうち、工業専用地域（供用開始済みを除く）以外の区域、花園 IC 産業拠点区域、及び市街化調整区域（非線引き区域においては用途地域外）の一部を公共下水道区域とした。
- 単独公共下水道区域のうち岡部処理区を深谷処理区へ編入し、令和8年度に統廃合することで一体的に汚泥を処理する。
- 農業集落排水処理区のうち、既に公共下水道へ統合した「上原」、「畠山」、「大谷西」及び「かしあい」に続き、令和23年度までに接続を見込む、「中通り」、「折之口」、「人見西部」、「境」、「大寄東部」、「人見」「長在家東」、「長在家西」、「本田中央」、「本田南」、「畠山南」、「瀬山」、「永田・北根」、「上郷」、「中郷」処理区を公共下水道区域とした。
- 農業集落排水区域の新規の着手は、現時点で採択の見込みがない状態にあることから、区域拡大は見込まない。
- その他の区域は、目標年度までの事業の実現性や財政状況等を考慮し、合併処理浄化槽区域とする。また、この区域のうち、本計画を策定する時点で建物がある土地とした。

5. 生活排水処理計画

5.1 生活排水処理の目標

5.1.1 生活排水処理率の数値目標

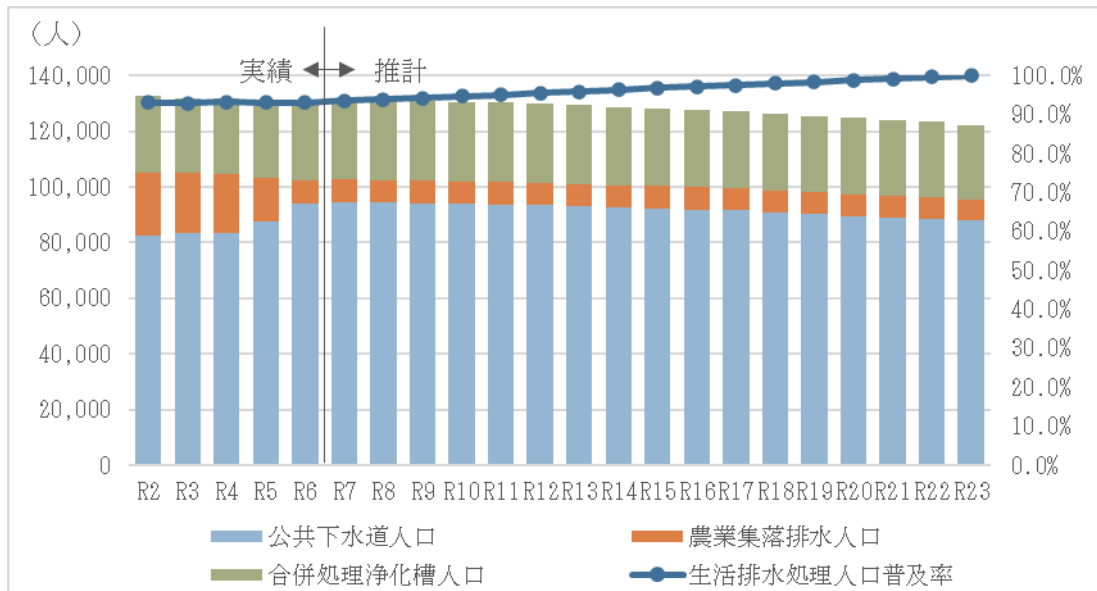
本計画では、令和23年度に生活排水処理人口普及率100%を目指す。

生活排水処理率の目標

	単位	令和6年度 (実績)	令和13年度 (中間目標)	令和18年度 (中間目標)	令和23年度 (計画目標)
生活排水処理人口普及率	%	93.1	95.9	98.0	100.0

生活排水処理形態別人口の内訳

区分	単位	令和6年度 (実績)	令和13年度 (中間目標)	令和18年度 (中間目標)	令和23年度 (計画目標)
1. 行政人口	人	140,418	134,981	129,006	122,279
2. 水洗化・生活排水処理人口	人	130,771	129,447	126,426	122,279
(1) 公共下水道人口	人	93,995	93,113	90,894	87,796
(2) 農業集落排水人口	人	8,182	7,985	7,845	7,704
(3) 合併処理浄化槽人口	人	28,594	28,349	27,687	26,779
3. 生活排水未処理人口	人	9,647	5,534	2,580	0

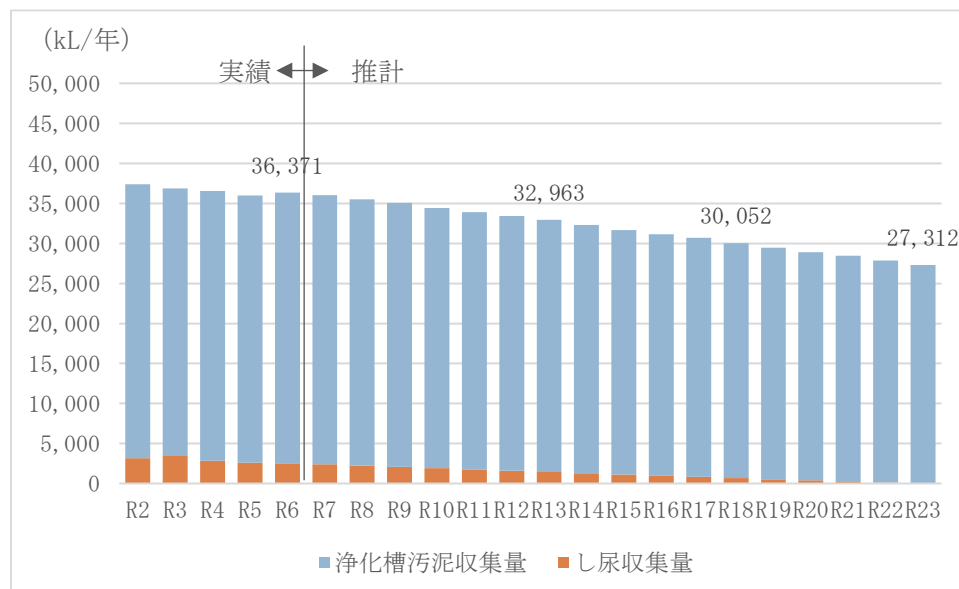


5.1.2 し尿・浄化槽汚泥収集量見込み

し尿及び浄化槽汚泥を推計した結果を以下に示す。し尿及び浄化槽汚泥収集量の合計は、中間目標年度である令和13年度には32,963kL/年、令和18年度には30,052kL/年、計画目標年度である令和23年度には27,312kL/年になると見込まれる。

し尿・浄化槽汚泥収集量見込み

区分	単位	令和6年度 (実績)	令和13年度 (中間目標)	令和18年度 (中間目標)	令和23年度 (計画目標)
収集量	kL/年	36,371	32,963	30,052	27,312
し尿収集量	kL/年	2,525	1,451	675	0
浄化槽汚泥収集量	kL/年	33,846	31,512	29,377	27,312
原単位	L/人・日	2.15	2.15	2.16	2.17
し尿収集量	L/人・日	1.81	1.81	1.81	1.81
浄化槽汚泥収集量	L/人・日	2.17	2.17	2.17	2.17



5.2 施策

本市における生活排水処理に係る施策を以下のとおり定め、総合的に施策を推進していくこととする。

施策 1. 【公共下水道事業の推進】

計画に基づき引き続き公共下水道の整備を図るとともに、農業集落排水を公共下水道区域へ統合していく。また、公共下水道区域内の未接続者に対しては、早期接続を促進する。

<農業集落排水を公共下水道区域へ統合>

本市における農業集落排水事業は、平成18年1月に市町合併にともなう事業統合が行われ、旧深谷市・旧岡部町・旧川本町・旧花園町の農業集落排水事業が一つの事業体となった。

旧深谷8処理区・旧岡部4処理区・旧川本7処理区・旧花園4処理区、計23処理区を有し維持管理を行っているが、現在、施設の老朽化が進み改修及び更新が必要な時期となっている。

1) 対策

現状と将来を見据えた適切な維持管理を行う上で、資源循環の促進や地域の環境改善を考慮した施設の改修やスケールメリットを活かした公共下水道への統合を推進する。

2) 統合スケジュール

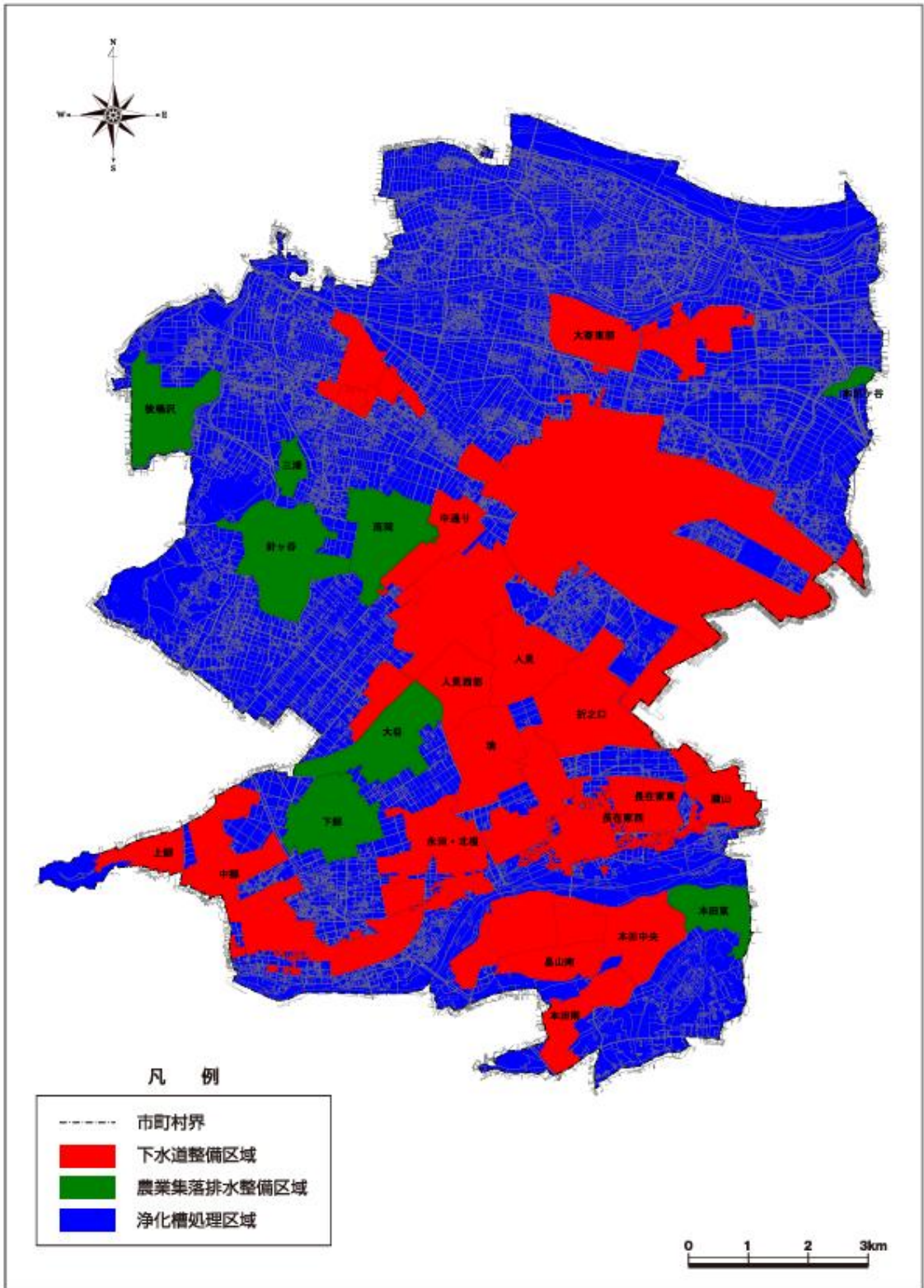
本市では、令和23年度までに農業集落排水を公共下水道へ順次統合することを目標とする。統合スケジュール（予定）及び生活排水処理施設整備計画図については、次ページのとおり。

農業集落排水処理施設の統合スケジュール（予定）

地区		前計画	計画		中間目標		中間目標		計画目標	
		最終年度	初年度	…	年度	…	年度	…	年度	備考
		R7	R8	…	R13	…	R18	…	R23	
深谷処理区	人見西部	—————								
	境	—————								
	中通り	—————								
	折之口	—————								
	人見				—————					
	大寄東部				—————					
荒川上流処理区	本田南	—————								
	長在家東	—————								
	畠山南	—————								
	本田中央	—————								
	長在家西	—————								
	瀬山				—————					
	永田・北根	—————								
	上郷	—————								
	中郷	—————								

————— : 整備予定期間

生活排水処理施設整備計画図（令和23年度）



施策 2. 【合併処理浄化槽への転換】

単独処理浄化槽及び汲み取り世帯については、生活雑排水の処理を適正に行い、汚水処理人口普及率の上昇を図るため、合併処理浄化槽への転換を促進する。

施策 3. 【浄化槽の適正な維持管理】

適切な維持管理がなされていない浄化槽による水質汚濁を防止するため、浄化槽の維持管理は浄化槽管理者（浄化槽の設置者＝家主、事業主）の責任の下で行うことが浄化槽法等で義務づけられていることを周知・徹底し、浄化槽管理者等に対し適正な保守点検・清掃の実施、法定検査の受検等の重要性について理解・浸透を図る。

5.3 その他の取組

5.3.1 水質汚濁への対策

行政・市民・事業者におけるそれぞれの施策を以下に示す。水質汚濁への理解を深め、各主体で取り組んでいくこととする。

各主体の取組

主体	施策
行政における施策	事業者への適正排水の指導、監視 普及啓発活動
市民における施策	市の普及啓発活動への参加 台所、洗濯時、風呂での対策
事業者における施策	適切な排水管理、処理（水質汚濁法の遵守）

5.3.2 収集・運搬の方法

本市におけるし尿及び浄化槽汚泥量については、ともに減少していくと考えられるため、当該排出量について常に把握しつつ、より合理的な収集・運搬体制を確立するため、適宜検討を行っていくこととする。

5.3.3 中間処理計画

1) 汚泥等処理施設

本市では、し尿汲み取り世帯及び浄化槽設置世帯から排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、深谷市衛生センターにおいて処理を行っている。

今後も、当該センターによる処理を継続していくこととする。

5.3.4 最終処分計画

1) 公共下水道事業

公共下水道から排出された汚泥は、濃縮・脱水の処理を行い、適正な処分を行っている。今後も、含水率低減による減量化を継続していくこととする。

2) 農業集落排水事業

農業集落排水処理施設から排出された汚泥は、深谷市衛生センターへ搬出され、し尿及び浄化槽汚泥と併せて資源化処理を行っている。

3) 合併処理浄化槽

深谷市衛生センターへ搬入されたし尿及び浄化槽汚泥は、汚泥からごみ類を除去し、遠心脱水機により含水率を70%以下まで脱水し、減量化を行っている。また、処理した脱水汚泥については、民間の再資源化施設へ搬出し、堆肥化による資源化を行っている。

今後も、最終処分量の削減及び循環型社会の実現の観点から、積極的に資源化を推進していくこととする。

資料編

資料 1 将来人口

本計画における将来人口は、深谷市人口ビジョンにおける将来人口に基づき、以下のとおり設定した。

表 1 将来人口

	人口(実績)	本計画 将来人口
R2	142,556	-
R3	142,003	
R4	141,343	
R5	141,101	
R6	140,418	
R7	-	
R8	-	139,736
R9	-	138,779
R10	-	137,866
R11	-	137,011
R12	-	136,224
R13	-	134,981
R14	-	133,745
R15	-	132,570
R16	-	131,474
R17	-	130,478
R18	-	129,006
R19	-	127,560
R20	-	126,191
R21	-	124,930
R22	-	123,793
R23	-	122,279

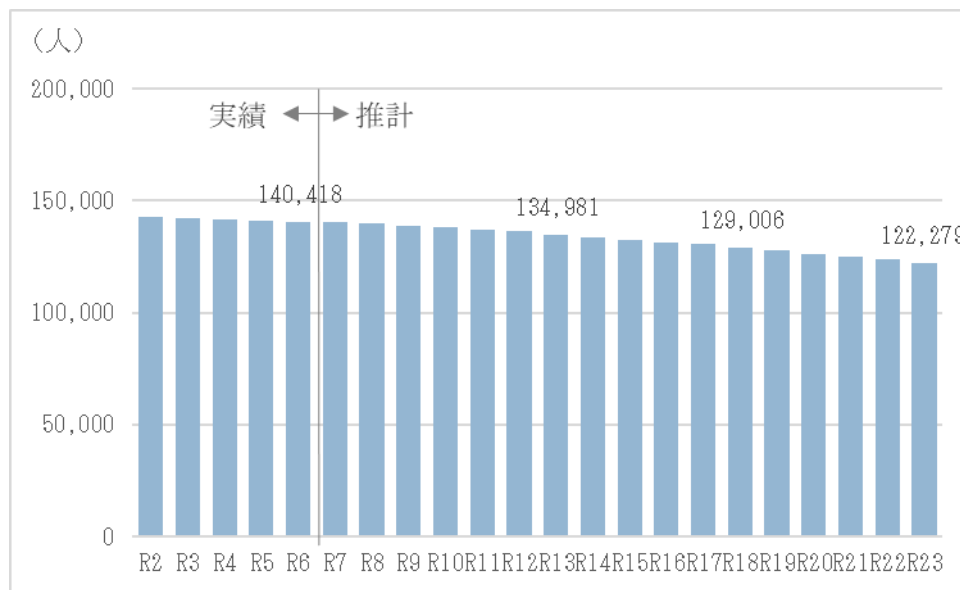


図 1 将来人口

資料2 将来予測

	単位	実績					予測																
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23
1. 行政人口	人	142,556	142,003	141,343	141,101	140,418	140,685	139,736	138,779	137,866	137,011	136,224	134,981	133,745	132,570	131,474	130,478	129,006	127,560	126,191	124,930	123,793	122,279
2. 水洗化・生活排水処理人口	人	132,624	131,896	131,788	131,230	130,771	131,540	131,212	130,869	130,559	130,297	130,094	129,447	128,796	128,328	127,793	127,347	126,426	125,519	124,677	123,931	123,298	122,279
(1) 公共下水道人口	人	82,673	83,553	83,236	87,684	93,995	94,579	94,351	94,111	93,897	93,721	93,590	93,113	92,633	92,295	91,905	91,585	90,894	90,214	89,585	89,030	88,564	87,796
(2) 農業集落排水人口	人	22,358	21,477	21,335	15,516	8,182	8,154	8,126	8,098	8,070	8,041	8,013	7,985	7,957	7,929	7,901	7,873	7,845	7,816	7,788	7,760	7,732	7,704
(3) 合併処理浄化槽人口	人	27,593	26,866	27,217	28,030	28,594	28,807	28,735	28,660	28,592	28,535	28,491	28,349	28,206	28,104	27,987	27,889	27,687	27,489	27,304	27,141	27,002	26,779
3. 生活排水未処理人口	人	9,932	10,107	9,555	9,871	9,647	9,145	8,524	7,910	7,307	6,714	6,130	5,534	4,949	4,242	3,681	3,131	2,580	2,041	1,514	999	495	0
(4) 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	人	4,760	6,621	7,445	8,205	5,828	5,524	5,148	4,778	4,413	4,055	3,703	3,343	2,989	2,562	2,223	1,891	1,558	1,233	914	603	299	0
(5) 非水洗化	人	5,172	3,486	2,110	1,666	3,819	3,621	3,376	3,132	2,894	2,659	2,427	2,191	1,960	1,680	1,458	1,240	1,022	808	600	396	196	0
生活排水処理率	%	93.0%	92.9%	93.2%	93.0%	93.1%	93.5%	93.9%	94.3%	94.7%	95.1%	95.5%	95.9%	96.3%	96.8%	97.2%	97.6%	98.0%	98.4%	98.8%	99.2%	99.6%	100.0%

	単位	実績					予測																
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23
収集量	kL/年	37,417	36,878	36,546	35,987	36,371	36,042	35,503	35,064	34,445	33,939	33,449	32,963	32,305	31,679	31,149	30,726	30,052	29,474	28,915	28,460	27,877	27,312
し尿収集量	kL/年	3,155	3,453	2,853	2,586	2,525	2,392	2,230	2,075	1,912	1,757	1,603	1,451	1,295	1,110	963	821	675	534	396	262	129	0
浄化槽汚泥収集量	kL/年	34,262	33,425	33,693	33,401	33,846	33,650	33,273	32,989	32,533	32,182	31,846	31,512	31,010	30,569	30,186	29,905	29,377	28,940	28,519	28,198	27,748	27,312
原単位	L/人・日	1.71	1.73	1.72	1.84	2.15	2.14	2.14	2.14	2.15	2.15	2.15	2.15	2.15	2.15	2.16	2.16	2.16	2.16	2.16	2.17	2.17	2.17
し尿収集量	L/人・日	1.67	2.71	3.7	4.24	1.81	1.81	1.81	1.81	1.81	1.81	1.81	1.81	1.81	1.81	1.81	1.81	1.81	1.81	1.81	1.81	1.81	1.81
浄化槽汚泥収集量	L/人・日	1.71	1.66	1.64	1.76	2.17	2.17	2.17	2.17	2.17	2.17	2.17	2.17	2.17	2.17	2.17	2.17	2.17	2.17	2.17	2.17	2.17	2.17

※浄化槽汚泥収集量には、合併処理浄化槽汚泥、単独処理浄化槽汚泥、農業集落排水汚泥を含む。